

維持管理業務委託 受託者向け補足資料

伐採 3 種の使い分け及び、「吊し切りによる枝切除」についての補足説明

維持業務委託で行われる作業の中で、わかりにくい工種、質問の多い工種等について、公園緑地等維持業務共通仕様書の補足をするものです。

■伐採工 3 種、「吊し切りによる枝切除」とは？

伐採を行う際は、どの工種で行うのかについて、また、「吊し切りによる枝切除」の適用について、必ず事前に監督員と協議を行ってください。

* (伐採) 機械施工とは？

- ・クレーンを使用して伐採を行う作業です。
- ・クレーンが使用できる現場である場合は基本的に機械施工を適用します。

* (伐採) 人力施工とは？

- ・人力により伐採を行う作業です。作業の補助(落下による衝撃緩和等を目的)としてロープを使用する場合があります。

* 吊し切り伐採とは？

- ・人力により行う伐採作業のうち、切った枝や幹をその真下におろすことが困難な場合(落下による衝撃緩和等を目的としたロープを用いて真下におろすことが可能な場合は除く)に、落下防止用と誘導用の最低 2 本のロープを用いて切った枝や幹を所定の場所に誘導しながらおろす作業で、高所作業に熟練した作業員及び補助作業員がロープワークを駆使して行う作業です。

【具体例】

民地上の法肩にある樹木の伐採で、切った枝や幹を真下におろすと民家の屋根に乗ってしまうため、法肩の公園敷地内に引き込んでおろす必要がある場合。

* 「吊し切りによる枝切除」とは？

- ・隣地に張り出した太枝等を吊し切り伐採と同等のロープワーク技術により

切除する場合に適用します。

■よくある質問

Q 1 伐採作業にロープを使用した場合は吊し切り伐採ではないのでしょうか。

A 1 ロープの使用方法によります。倒したい方向に牽引するためにロープを使用する場合や、切断した枝や幹の落下の位置の微調整、衝撃を緩和する程度の目的でロープを使用する場合は、吊し切り伐採ではなく、人力施工となります。

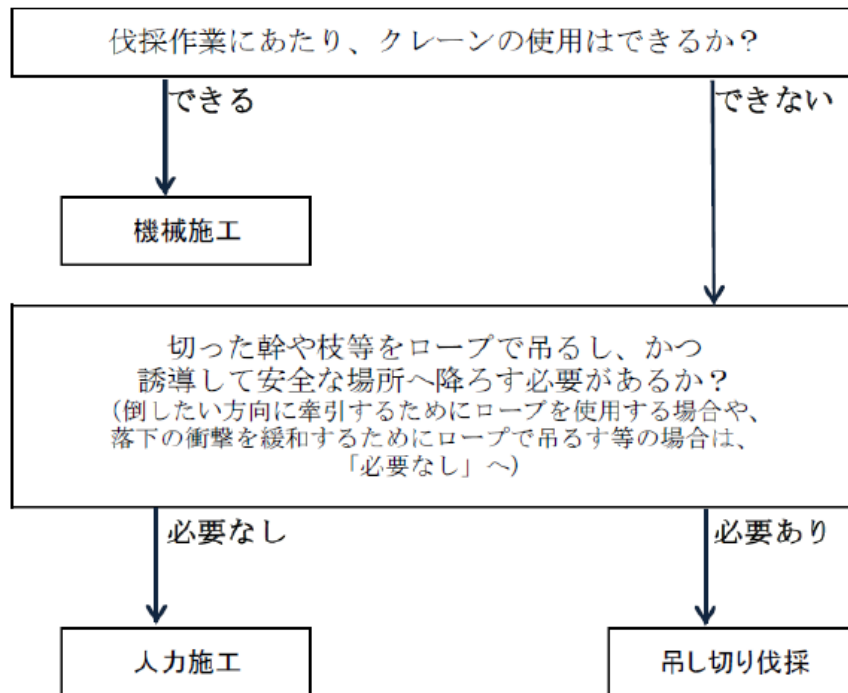
Q 2 剪定作業の際、剪定する枝の下にベンチ等がある場合は「吊し切りによる枝切除」を適用できますか？

A 2 通常の場合は適用できません。(適用の必要性があると思われる場合は、監督員と協議してください。)

「吊し切りによる枝切除」とは、例えば隣地に張り出した太枝を切除するような場合で、切除した枝を隣地や建物の屋根等に落下させないようにロープワークにより、慎重に公園内に下ろすような作業であり、吊し切り伐採と同様、ロープワーク技術を駆使するものに適用します。

■参考資料

高木伐採 工種選択フロー図



※「吊し切り伐採」とは、対象樹木の頂部から、少しずつ枝や幹を切り、切った枝・幹をその都度、慎重に目的の場所に吊り下ろす作業です。機械施工ができず、かつ、切り倒しや幹・枝の切り落としができない場合に適用します。

(倒したい方向に牽引するためにロープを使用する場合や、落下の衝撃を緩和するためにロープで吊るす等の場合は、吊し切り伐採ではありません。)

※「人力伐採」とは、切った幹や枝を地上に自然落下（衝撃を緩和させるためにロープを使用する落下を含む）させることができ、伐倒が可能な場合に適用します。